

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久留米市長

市町村名 (市町村コード)	久留米市 (402036)	
地域名 (地域内農業集落名)	小森野地域 (下、上園、二丁地、高野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 9月 25日 (第1回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

小森野地域は入作が少なく、佐賀県(鳥栖市)へ出作する耕作者が一定数いる。若手耕作者が少なく、後継者不足の状況にある。地域の農用地等は約57.1haであり、耕作者は192名(平均年齢72歳)である。主要な農作物は米、麦および野菜(キャベツ、キュウリ)であり、複合農業を中心としている。小森野地域は明治頃に筑後川の流れを変え、土地をかさ上げして作った農地があり、場所によっては土壌が悪く、砂地も存在している。また区画整備が実施された時期が古く、道幅が狭小であり、将来の農地利用を考えると大規模化を図り、区画の再整備を進めたほうが良いという声がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

将来の地域農業の農作物は、現状と同じく土地利用型農業と園芸農業を中心とした複合経営を想定しており、基本的にはいかに現状を維持していくかの検討が必要である。野菜の生産品目は耕作者次第であるため、農業としてどう継続性を確保するか検討しなければならない。米、麦を継続していくには、大規模化は避けられず、機構を活用した集約を進めるべきだが、高低差や畦畔除去の課題、また収益面から次世代の担い手が確保出来ないため、人、農地ともに総合的な取組みを進める必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	57.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	57.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

小森野地域は、過去の区画整備で住宅地と農用地の棲み分けが行われているが、住宅地と農地の距離が近い場所は、農作業時に配慮が必要な面がある。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状を維持し、耕作放棄地を出さないためにも、認定農業者や集落営農法人を中心に集積を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集約の必要性がある農地については、中間管理機構を通じた活用を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の農地の基盤整備は一定完了しているが、大規模化に向けて畔を取るとか、道路が狭いため継続性を考える場合は、再整備が必要。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市や県、JAなどの研修を活用していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
若手耕作者が少なく後継者不足であるため、シルバー人材センターの活用や定年退職者の確保を視野に入りたい。これらのマッチングシステムがあればよい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①ヒヨドリやカモによる種籾や苗などの被害が多い。補助金を活用しながら音や光などによる撃退や防鳥ネットを整備していく。